

一連の犯罪について差別的動機が量刑上考慮された事例

【文 献 種 別】 判決／京都地方裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 8 月 30 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（わ）第 1462 号、令和 4 年（わ）第 67 号
【事 件 名】 非現住建造物等放火、建造物損壊、器物損壊被告事件
【裁 判 結 果】 有罪
【参 照 法 令】 刑法 109 条 1 項・260 条・261 条
【掲 載 誌】 判例集未掲載
◆ LEX/DB 文献番号 25593357

龍谷大学教授 金 尚均

事実の概要

1 被告人は、在日民族組織の愛知地方本部建物において火を放ち、同管（雨どい及び雨どい受け）を焼損させた上、同館付近の同建物壁面及び同組合所有の芝を焼損させ（第 1 行為）、

2 愛知県にある韓国学校敷地内において同じく火を放ち、同管（雨どい及び雨どい受け）を焼損させた上、同館付近の同建物壁面及び同学園所有の芝を焼損させ（第 2 行為）、

3 京都府の在日韓国・朝鮮人の集住地域で C が所有する木造倉庫に火を放てば、近接する家屋等 6 棟に火が燃え移ることを認識しながら、家屋 A と B について現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない空き家であると誤信した上で、キッチンペーパーにライターで点火して火を放ち、その火を同床板に燃え移らせるなどし、よって上記家屋を全焼させるとともに、近隣家屋等 6 棟を全焼させるなどして焼損（焼損面積合計約 389 平方メートル）させた（第 3 行為）。

これら 3 件につき、建造物損壊罪、器物損壊罪及び非現住建造物放火罪で起訴された。

判決の要旨

「被告人は、かねて在日韓国朝鮮人が不当に利益を得ているなどとして嫌悪感や敵対感情等を抱くとともに、日本人もこの問題を考えることなく放置しているなどとして不満を持っていたところ、離職を余儀なくされるなどして自暴自棄にな

る中、鬱憤を晴らすとともに、在日韓国朝鮮人や日本人を不安にさせてこの問題に世間の注目を集め、自分が思うような排外的な世論を喚起したいなどと考え、」第 1 及び第 2 行為に及んだ。その上「より大きな事件を起こして強く世論を喚起したいなどと考え」第 3 行為に及んだ。

「強固な犯意に基づき、同家屋を全焼させるとともに周囲に密集する木造家屋等をも延焼させるおそれの大きい、誠に危険な態様で放火したものというべきであり、現に家屋等 5 棟が全焼し、2 棟が半焼して焼損面積は合計約 389 平方メートルに及ぶという重大な結果を生じさせている。」

これら行為の「動機は、主として、在日韓国朝鮮人という特定の出自を持つ人々に対する偏見や嫌悪感等に基づく、誠に独善的かつ身勝手なもの」である。「のみならず、被害の発生を顧みることなく放火や損壊といった暴力的な手段に訴えることで、社会の不安をあおって世論を喚起するとか、自己の意に沿わない展示や施設の開設を阻止するなどといった目的を達しようとすることは、民主主義社会において到底許容されるものではない。」

「本件各犯行で意図した世論の喚起にこだわるような姿勢も最後まで見せ」た。

判例の解説

一 被告人の本件行為の背景には、特定の属性をもつ集団とその構成員が特権を有しているとのネットから得たフェイクニュースによって嫌悪感や敵対感情を抱くに至り、当該特定集団や日本人

を不安にさせ、排外的な世論を喚起するという差別動機と差別扇動目的があった。特定の属性の理由に基づく特定集団又はその構成員に対する敵意又は偏見によって動機づけられた犯罪をヘイトクライムという。特定の属性をもつ集団をターゲットにするということは、本来一人の自律した個人として評価されるべき個々の人々に対して、特定の基準や特徴に基づいて一つの属性を作り上げ、それに基づいて一括りにして集団として評価することである。ここで一括りの評価とは、一人の人として尊重する必要がないということの意味する。つまり対等の人間ではないので、個人として尊重する必要がないということである。ヘイトクライムは、社会全般に向けて被害者集団に対する排除と攻撃を煽り、他方で被害者集団に対して犯罪への恐怖と排除のメッセージを送り、またそれにより当該集団構成員は当該社会への信頼とそこで生きていくことの安心を喪失する。

そこで本件では次のことが問題になる。①差別的動機に基づく犯罪は、人々がその属性を理由にターゲットにされ、社会的関係において不当な言動や行動、つまり犯罪にさらされたことから、差別的な動機に基づく犯罪を意味する。②属性関係的・集団関係的な動機に基づく言動又は行動において、人を個人としてではなく、十把一絡げに評価することで、特定集団そのものの否定そしてその構成員の人々の人間の尊厳の否定を前提として犯行が行われる。同じ人間として尊重しないことにより（＝人間の尊厳の否定）、軽々と放火等の犯行に及んでしまう。③差別扇動目的をもった放火により、不特定又は多数の人々の生命・身体・財産に対する危険をもたらすだけでなく、特定集団の人々に対する排除のメッセージを送り、当事者集団の生命・身体、そして平穏な生活を阻害する。④このようなヘイトクライムに対して、裁判所は差別動機と差別扇動目的をもって行われた行為であったことを判決で明示すべき——「あったことをあった」として判示することが課題になる。⑤④を前提にして、量刑責任の形成において、責任段階において差別動機を考慮すべきである。

二 ④は、①②を前提して判示するべきである。

相模原市の障害者施設で、障害者という属性で一括りにして生きる価値がないとして施設に入所していた 19 人の人々を殺害した事案において、

行為者が犯行に及ぶに至った差別的な思想や動機については判示されていない。判決の量刑部分では「本件において、量刑上最も重視すべきなのは殺人罪、とりわけ 19 名もの人命が奪われたという結果が他の事例と比較できないほど甚だしく重大であることである。この一事からして既に、犯情は誠に重いというほかない。」¹⁾と判示し、犯罪結果の重大性を強調するのみで、動機の部分は「犯情は誠に重い」との判示の中に埋め込まれており、独自に評価していない。本件の 19 人の殺害という殺人罪の客観的重大性を知ることができたとしても、その背景にある本件の差別動機を知ることにはできない。そうすると、行為者のもっていた差別動機により、障害者であることを理由に、本来同じ対等な人間であるはずの被害者たちに対して、同じ人間であることを否定することで卑劣な行為に及ぶのを可能にしたことを知ることができない。逆に、司法が、本件が差別動機に基づく犯罪であることを認めなかったことにもなる。このことは、本件犯行が生命法益の侵害だけでなく、障害者権利条約 10 条並びに「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と定める障害者差別解消法 1 条にも抵触することからして問題がないとはいえない。本件において障害者であることを理由に攻撃されることは、特定人に対する生命法益の侵害であると同時に、当該属性を有する人々全てがターゲットにされるわけであり、社会的排除と人間の尊厳の否定という当該行為が社会と当該集団に向けて発するメッセージを考慮すると、行為のもつ社会的意味は極めて重大かつ危険と評価することができる。

三 ⑤について、ヘイトクライムの量刑責任が問われる。

日本の刑法典の総則に量刑規定はない。そのため、基本的に量刑は、裁判官の裁量判断に委ねられる。実務では量刑相場データベースを用いて、大まかに類似事案に関する刑量を知ることができる。改正刑法草案 48 条 1 項（一般基準）は「刑は、犯人の責任に応じて量定しなければならない。」と規定している。これによれば、行為者の責任の範囲内で特定の刑種及び刑の量を決定することになる。ここでの責任とは、違法な結果を生じさせ

た行為に対する責任であり、違法性と責任を総合した概念である²⁾。量刑に際して、裁判実務では、次のことが考慮材料となるといわれる。犯行方法及び犯行態様の悪質性、犯罪結果の重大性、犯罪の動機、被告人の性格、被告人の一身上の事情、被告人の前科前歴、被告人の反省、被害者処罰感情、社会の処罰感情、社会的影響、社会的制裁等である。

行為責任の原則の下で責任に応じた刑を科す(＝責任刑)との立場から³⁾、狭義の責任の軽重を測る際にどのような要素を考慮すべきなのであるうか。故意と過失に関して、被害が同じであっても、単純過失によって裏打ちされる場合と重過失の場合とでは責任の重大性は異なる。故意の場合、未必の故意の場合、確定的故意の場合とでは責任の重大性は異なる⁴⁾。これと並んで犯罪の動機も考慮すべき要素に含まれる。不法の量と責任非難の量とは概念的に区別されるものの、両者を総合して具体的な刑の量が決められる。特に本稿の関心である差別動機は主観的要素として責任判断の考慮材料とされるが、責任刑の確定のプロセスにおいてどのように考慮すべきかが問題になる⁵⁾。量刑を決める実体的要素は客観的な不法であると解することも可能であるが⁶⁾、しかしこれだけで犯行の社会的重大性や社会的危険性をも十分に酌み尽くせるということができ得るであろうか⁷⁾。とりわけ、差別的動機による犯行が被害者の尊厳を特に損なうような場合の量刑評価である⁸⁾。

個人の抱く差別意識や思想など自体は思想・信条の自由の見地から国家的介入の対象とすることは厳に慎むべきである。思想・信条の自由がなければ、そもそも表現の自由の保障は絵に描いた餅に過ぎない。前者は後者の実質化のための必要条件である。これらの権利は、個人の自由だけでなく、社会の決定システムとしての民主主義が機能するための前提条件である。このように思想・信条の自由は民主主義社会にとって至高の価値であるものの、民主主義は、対等かつ平等な地位にある市民が参加し、議論しそして決定することが前提であるとする、差別とはその逆に市民社会からそして議論から排除することである。差別思想が客観的に表出した表現を法的に許容することはその意味でまさに民主主義の意義の矛盾である。差別思想が動機となって行為に反映されて犯罪結果を惹起した場合、差別動機を責任非難の評価に

加えるべきである。なぜなら、差別動機は、単なる悪感情や不快感などの個人的感情のレベルの問題ではなく、その悪性と社会的危険性に裏付けられたものであるからである。ここでの社会的危険性とは、差別動機に基づく行為とその結果が、特定の社会において被害者集団に対する排除と攻撃を煽り、同時に被害者集団の平穏に生きる権利を継続的に危険にさらし、当該集団構成員にとって当該社会への信頼を喪失させることにある。このような意味で差別動機に基づいて行われた犯罪に関して、量刑段階で差別動機をその刑量の軽重評価において考慮すべきである。なお、動機は量刑を重くするために用いられることがある。つまり行為者の悪性を積極的に測るための材料とされる⁹⁾。そのため具体的事案のみに着目すると悪質であるとの評価に傾いてしまいがちである。それを回避するためには類似の事案と比較考慮し、特に悪質といえるかを検討することが必要である。

四 本判決は「被害の発生を顧みることなく放火や損壊といった暴力的な手段に訴えることで、社会の不安をおおって世論を喚起するとか、自己の意に沿わない展示や施設の開設を阻止するなどといった目的を達しようとすることは、民主主義社会において到底許容されるものではない。」と判示し、本件犯行と民主主義の関係を問うている。被告人の行為は、放火という犯罪を通して特定集団に対する憎悪と嫌悪を社会において醸成し、これらの人々を社会から排除することを呼びかけている。ヘイトスピーチ解消法2条にいう不当な差別的言動とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住する者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動であるが、本件では排除の煽動が差別的行動としての放火によって表されている。被告人は議論や選挙などを通じて自己の主張を社会に訴えるのではなく、犯罪行為によって自己の主張を当該集団と社会に発した。このような訴え方は民主主義を決定システムとしてもつ社会では受け入れられない。もう少し詳細に述べると、

このような方法での訴えが許容されるのであれば民主主義が瓦解してしまう。

犯罪行為並びに犯情に対する責任の重さに応じた幅の中で、特別予防を中心とした一般情状を考慮して刑量を確定するのが通説的な理解であるが、本件において、この民主主義に関する判示は、放火行為を介してメッセージを発してする自己主張が民主主義制度を採用する社会において許容できないことに着目していることの証左である。本判決は、社会の決定システムである民主主義への挑戦に対する司法の強いメッセージであるとするならば、被告人の犯行に対する特別予防と同時に一般予防を考慮したと理解することができる。裁判所が、この社会において物事の決定は民主主義という制度を通じて行われるとの規範が妥当していることを判決を通じて確証し、民主主義が共同体にとって根本的な価値であることを示すわけである。本件被告人の行為のもつ社会的意味に着目するならば、民主主義の否定に対して、判決を通じて否定を社会に向けて示したものだといえる。有罪判決の宣告手続は、犯罪に対するリアクションの意味では応報であるが、規範妥当の確証のためにするという意味では目的적이다。

五 本裁判では、被告人の犯行の差別的動機について裁判所が言及するのか否かが論点の一つであるが、あくまで動機の差別性は犯行の悪質性と社会的危険性の見地から責任非難の軽重において考慮される。他方、民主主義への挑戦は、差別動機が放火等の可罰的行為によって表出し、標的となった集団（の人々）と社会に対して、暴力を手段にして当該集団を社会から排除するとのメッセージを発していることに見ることができる。本判決は、このような方法による訴え方の危険性を軽視せずに一般予防の必要性を考慮したといえる¹⁰⁾。

●—注

- 1) 横浜地判令 2・3・16 判時 2482 号 105 頁。
- 2) 野村健太郎『量刑の思考的枠組み』（成文堂、2020 年）37 頁。
- 3) 最判平 26・7・24 刑集 68 巻 6 号 925 頁。
- 4) 学説において「客観的不法に対応しない責任によって刑を加重することはできない」と主張されることがあるが、総合的評価としての量刑に関してそれは妥当しない（高山佳奈子「量刑論の現代的課題」刑ジャ 21 号（2010

年）5 頁）。

- 5) 不法な行為についてその責任が問題になるのであるから、責任段階で前者を超える加重的要素を追加してはならないとして、責任の不法関連性違法判断における違法性の量を刑量の上限として位置づけ、責任は基本的にこれを減じる機能を担うとする理解からすると（本庄武「量刑責任の刑罰限定機能について（I）」一橋論叢 24 巻 1 号（1999 年）103 頁、城下裕二『量刑理論の現代的課題（増補版）』（成文堂、2009 年）263 頁）、ヘイトクライムの概念を把握しにくいように思われる。また科刑段階では応報、行刑段階では特別予防が目的となると解する理解からも同じ問題が生じる（西岡正樹「実質的責任論に関する一考察（2・完）」法学 71 巻 5 号（2007 年）698 頁以下）。
- 6) 小池信太郎「量刑における消極的責任主義の再構成」慶應ロー 1 号（2004 年）312 頁。
- 7) なお、原則的に、違法性の量を刑量の上限と解しつつ、例外的に責任刑を超える例外を認める理解もある（井田良「量刑理論の体系化のための覚書」法研 9 巻 2 号（1996 年）299 頁）。浅田は、井田の基準を用いつつ（井田良「量刑理論と量刑事情」現代刑事法 21 号（2001 年）35 頁以下）、①犯罪の要素たる量刑事情、②行為の違法性・有責性の程度を具体的に推認させる資料と事情、③犯罪の当罰性の程度に影響する事情が刑量を決める主たる事情といえるが、②や③も責任刑に影響を及ぼすが、それらを顧慮することには慎重でなければならないとする（浅田和茂「量刑論覚書」同法 73 巻 6 号（2021 年）15 頁）。但し、井田によれば、原則的に責任判断は違法判断で確定された量を減じる機能をもつと解しており、責任判断の例外を認めることになる司法研修所編『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究』（法曹会、2007 年）197 頁以下。
- 8) タチアナ・ヘアンレ「量刑上重要な犯行事情」ヴォルフガング・フリッシュ＝岡上雅美＝浅田和茂編『量刑法の基本問題』（成文堂、2011 年）128 頁。
- 9) 樋口亮介「責任非難の意義」法時 90 巻 1 号（2018 年）13 頁。
- 10) ドイツ刑 46 条 2 項の改正のための提案は、次のように差別動機の量刑における考慮の必要性を説いている。「人種差別的、排外的又はその他人権軽視的な動機をドイツ刑 46 条 2 項の量刑事情の要件に明示的に含めることは、裁判所の量刑にとってこれらの事情の意義をより強く押し上げる。このことは、検察官もその捜査において初期段階でこのような動機を解明し、考慮すべきであることを強調する。なぜなら、ドイツ刑事訴訟規則 160 条 3 項によれば、検察官の捜査は、行為の法律効果の確定にとって重要な事情にまで進めるべきだからである。最終的に、これらの事情を明記することで刑法の任務も反映される。特に共同体にとって根本的価値を示し、かつ確証する積極的一般予防目的のためである」（Bundestag-Drucksache 18/3007）。